

都内の区市町村と企業の 人権実務担当者向け 連続講座

開講日：令和3年4月23日(金)

(以降、原則として毎月1回定期開催)

会場：東京都人権プラザ 1階

セミナールーム

定員：各回80名程度(受講料無料)



(公財)東京都人権啓発センター

【講座の目的】

この講座は、当財団がこれまで培ってきた人権に関する研修や講座運営に係る知見を活用し、主に中堅クラスの行政職員、企業の担当者様を対象として、専門的・体系的に人権の知識を提供する連続講座として令和元年度より開講しました。

人権の理解促進並びに人権啓発の拡大に向け、少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

公益財団法人東京都人権啓発センター



～お申し込みにあたって～

- (1) 事前に年間登録していただいた区市町村、企業、東京都及び政策連携団体等の担当者の方（主に職務上、人権に関する知識・情報を必要とされる方）を対象とします。
（注）団体単位での受付としておりますので、個人の方の申込みはできません。
- (2) 窓口担当者の方は、別添の申込書に年間登録人数（原則として1人または2人）に○を付け、当財団事業担当までメールでお送りください。

Eメール：jitsumu_renzoku@tokyo-jinken.or.jp

～ご参加いただくにあたって～

- (1) 各回の参加者は同じ方でなくてもかまいません。登録人数の枠内であれば、ご所属団体で調整の上、どなたがご参加いただいても結構です。
- (2) 講師や開催日時、会場等に変更が生じた場合は、団体窓口担当者様へご連絡します。なお、天災等により延期・中止する場合においても同様です。
- (3) 講義中の録音・録画をご遠慮いただきます。
- (4) ご来館に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策にご協力いただきますようお願いいたします。詳細は東京都人権プラザホームページでご確認ください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインのみの開催とする場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

令和3年度

「区市町村と企業の人権実務担当者向け連続講座」～シラバス・日程～

第1回「職場と人権」 令和3年4月23日（金）14:00～16:30

講師：山岡尚哉（東京都人権啓発センター人権研修講師）

職場は、家庭や学校、地域社会とともに私たちが生きていく上で、また、自分自身の人生（キャリア）を築いていく上で、とても重要な社会空間の一つです。

しかし、社会空間の一つであるがゆえに、様々な社会的課題や社会的差別の問題が投影されることがあります。すべての職場は、私たち一人一人の人権が尊重され、活躍できる場でなくてはなりません。改めて、「職場と人権」を考えます。

第2回「ハラスメント～職場の管理者から相談窓口まで～」

令和3年5月28日（金）14:00～17:00

講師：小原俊治（東京都人権啓発センター人権研修講師）

職場と関係の深いハラスメントについて、人事院規則・指針を中心に講義とワークで理解を深めます。ハラスメントは人権侵害で、個人間の問題にとどまらず、使用者の安全配慮義務違反が問われかねない重大な問題です。ハラスメントの基本からリスク、発生要因、防止策、防止で果たす管理者の役割、相談窓口の対応のポイントまで、管理者として、相談窓口として、承知すべきハラスメントの一連の事柄を取り上げます。

第3回「感染症患者等の人権～ハンセン病、新型コロナウイルス感染症～」

令和3年6月25日（金）14:00～16:30

講師：緑川裕子（東京都人権啓発センター人権研修講師）

未知のウイルスや病気への不安や恐怖は、人から人へ伝染し、心の中でふくらむと、特定の人を遠ざける行動をする、あるいは病気を隠し、かえって感染を拡大させてしまうことにつながります。しかし、「想像力」を働かせてみると、一人一人がそれぞれの場所で、それぞれの立場で、今できることを行っていることに気がきます。新たな考え方や行動と一緒に「創造」していきましょう。

第4回「性的指向・性自認」令和3年7月16日（金）14:00～16:30

講師：竹内 良（東京都人権啓発センター人権研修講師）

性的指向・性自認とはなんでしょう。誰のものでしょうか。性的指向・性自認に関して困難を感じる当事者の想いは、どのようなものなのでしょう。LGBTとはなんでしょう。当事者を支援するってどういうことなのでしょう。誰もが持っている性的指向・性自認について考えてみたいと思います。

第5回「多文化共生社会に向けて～外国人労働者と地域社会～」

令和3年9月27日（月）14:00～16:30

講師：山脇啓造（明治大学国際日本学部 教授）

2018年12月の入管法改正によって、政府は新たな「外国人材」の受け入れを始めました。2019年4月には出入国在留管理庁が設立され、共生社会づくりも進んでいます。コロナ禍によって、現在、外国人住民はやや減少していますが、コロナ収束後には増加に転じることが見込まれています。これまでの日本政府や自治体の多文化共生の取組を振り返りつつ、地域や学校そして職場における外国人の受け入れのあり方を、東京における課題も含めて、皆さんと一緒に考えたいと思います。

第6回「インターネットと人権」令和3年10月22日（金）14:00～16:30

講師：松井 創（人権相談委員弁護士）

近年SNSの普及により大きな社会問題となっているインターネット上の人権侵害等の法的トラブルの内容とその解決方法について講義します。併せて、SNS上での風評被害、誹謗中傷や炎上等、自治体・企業と個人とが直面するインターネット上の法的問題の内容と、そのような相談を受けた場合にどのように対処・指導するのが適切か、それぞれ概説します。総務省が2020年9月に公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の内容についても触れたいと考えています。

第7回「同和問題」 令和3年11月19日（金） 14:00～16:30

講師：和田正幸（東京都人権啓発センター人権研修講師）

同和問題(部落差別)は、わが国固有の差別の問題です。なぜそのような差別が生まれたのか、さらにどのような歴史的経過を辿り現代に至ったか、解放へ向けての人々の歩みも交えて説明します。現在もなお、就職差別や不動産会社の土地調査、インターネット上の差別書き込みなどが問題となっています。水平社宣言、オールロマンズ事件、同対審答申や同和对策事業など主要ポイントを踏まえ、部落差別解消推進法も解説します。

第8回「災害と人権」 令和3年12月17日（金） 14:00～16:30

講師：古田武夫（東京都人権啓発センター人権研修講師）

災害は住民の命を危険にさらし、被災者の生活を奪います。とりわけ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しては、情報把握や避難をはじめ、人権に配慮したきめ細かな支援が求められます。今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされている東日本大震災から10年が経過した今日、改めてこの問題を考えてみたいと思います。

第9回「障害者の人権～障害者差別解消法～」 令和4年1月14日（金） 14:00～16:30

講師：大野精次（東京都人権啓発センター人権研修講師）

障害者は社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けるので、社会的障壁を取り除くことこそが重要です。これは障害者権利条約やそれに基づく障害者基本法及び障害者差別解消法の考え方です。障害者が地域社会で自立した生活を送るために、何をしなければならないのか、何をしたら良いのかを考えていきます。

第10回「高齢者の人権」 令和4年2月18日（金） 14:00～16:30

講師：関口修一（東京都人権啓発センター人権研修講師）

近づいている超高齢社会では、心身や生活状況、サービス需要などが多様化した高齢者が増加することになります。それに伴い、高齢者の人権問題も多様化し、障害者や外国人、LGBTなどマイノリティの高齢者の人権にも、より配慮が必要となります。高齢者の人権状況を概観し、労働力の減少、単独世帯の増加、DX化・医療技術の進展が進む2020年代に求められる高齢者の人権保護のあり方を、具体的に考察します。

第11回「子供の人権」 令和4年3月11日（金） 14:00～16:30

講師：田村初恵（東京都人権啓発センター人権研修講師）

今日、子供に起こっていることは、親や社会の反映であり、コロナ禍の中、社会の格差や貧困の進行、児童虐待は、子供の健やかな成長を妨げ、また少子化とも関わる問題です。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう環境の整備と教育の機会均等を目的に国・自治体が施策を推進としています。年々増加する児童虐待のほか、子供の貧困の要因・対策等について考えたいと思います。

【東京都人権プラザへのアクセス】

- 都営三田線「芝公園駅」
A1出口から徒歩3分（エレベーターはA3出口）
- 都営浅草線・都営大江戸線「大門駅」
A3出口から徒歩7分（エレベーターはA1出口）
- JR・東京モノレール「浜松町駅」
金杉橋口から徒歩8分
（車いす・ベビーカー等ご使用の方は、改札を出る前に駅員にお声かけください。）

（主催）公益財団法人東京都人権啓発センター
〒105-0014

東京都港区芝二丁目5番6号
芝256スクエアビル 2階
電話：03-6722-0085



※お問い合わせは平日9:00～17:45の間にお願
いたします。

